

北海道地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

北海道労働局及び北海道は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、北海道地域において、地域の関係機関が参画し、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コース設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等並びに雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等の協議を行う北海道地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 学識経験者
- ② 労使団体その他産業界関係者
北海道経済連合会
北海道中小企業団体中央会
一般社団法人北海道商工会議所連合会
北海道商工会連合会
日本労働組合総連合会北海道連合会
社会福祉法人北海道社会福祉協議会
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部
公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会
北海道職業能力開発協会
社団法人全国産業人能力開発団体連合会
国立大学法人北海道国立大学機構
- ④ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑤ 行政機関
経済産業省北海道経済産業局地域経済部
札幌市経済観光局産業振興部
北海道経済部

北海道労働局

⑥ その他協議会が必要と認める者

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上の開催とする。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北海道地域における公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 北海道地域における公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保、その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 北海道地域における公的職業訓練の実施に当たり年度計画の策定に関する事。
- (5) 北海道地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、北海道労働局職業安定部及び北海道経済部労働政策局に置く。

8 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又はした者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年2月26日から施行する。